

大田市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第16号

大田市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第106号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

## 大田市民会館利用許可申請書

年 月 日申込

指定管理者 様

※受付番号

次のとおり利用したいので申請します。

申込者 (主催者)  (領収書の宛先になります。)	申込者名	(団体の場合は、その名称及び代表者氏名)		
	住所	〒 ー		
	連絡先	電話	FAX	
担当者 (会場責任者)	氏名			
	連絡先	電話	FAX	
		その他		
利用施設 ○をつけて ください	大ホール・中ホール・1号室・2号室・3号室・4号室 展示室・応接室・楽屋1・楽屋2 生涯学習室①・生涯学習室②・生涯学習室③・生涯学習室④ <u>※生涯学習室を利用される場合で、生涯学習団体の場合は、別途、生涯学習団体確認書類の提出が必要となります。</u>		冷暖房設備 使用希望	希望する・ 希望しない
催物の 名称		入場者数 (予定)	延べ 人	
利用目的 及び内容	会議・展示会・講演会・演奏会・大会・研修会・ 生涯学習活動・その他 ( )	入場者の制 限	有	関係者 会員
			無	その他 ( )
利用期間	年 月 日 ( 曜) 時 分 年 月 日 ( 曜) 時 分			
		準備時間	開場時刻	公演・本番
	日	時 分から 時 分まで	時 分	時 分
	日	時 分から 時 分まで	時 分	時 分
入場料等 の徴収	有	チケット最高額 ( 円)	営利の有無	有
	無	整理券・なし		無
その他			共催者 (団体名)	
※許可条件				
備考	① 物品展示販売(有 無) ②危険物品の持ち込み(有 無) ③HP掲載希望(有 無) ④その他			
※利用料金	会場利用料金	冷暖房設備利用料金	設備器具利用料金	利用料金合計
	円	円	円	円

※欄は記入しないで下さい。

利用申込書に記載された個人情報は、関係法令に従い大田市民会館利用に関することのみ使用いたします。

様式第2号(第4条関係)

大田市民会館利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

㊞

次のとおり利用することを許可します。

利用目的 (行事の名称 及び内容)	会議 展示会 講演会 演奏会 大会 生涯学習活動 その他 ( )											
利用日時	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分から</td> <td rowspan="2">時間</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分から	時間	年	月	日	時	分まで
年	月	日	時	分から	時間							
年	月	日	時	分まで								
利用予定人数	人											
利用施設	大ホール 中ホール 1号室 応接室 2号室 3号室 4号室 展示室 楽屋1 楽屋2 生涯学習室① 生涯学習室② 生涯学習室③ 生涯学習室④											
利用料金	合計 円 (内訳) 会場利用料金 円 冷暖房設備利用料金 円 設備器具利用料金 円											
備考												

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。